平成２３年（フ）第３８１号
東京都渋谷区渋谷１丁目９番１号
破産者　株式会社ＷＩＮＧ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９２号
東京都墨田区千歳３丁目18番12号
破産者　株式会社アネスティ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９３号
東京都杉並区西荻北２丁目11―13―405
破産者　杉本　隆夫
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４００号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番７―1205号
破産者　株式会社プラスエコ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２２号
東京都世田谷区経堂５丁目12番１号
破産者　有限会社リスタート
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２８号
東京都八王子市平岡町８番２号
破産者　有限会社来住野ネクタイ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４３号
東京都新宿区高田馬場４丁目４番13号
破産者　有限会社グラッシーズアイ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４号
東京都杉並区和田２丁目32―17―107、開始決定時の住所東京都杉並区和田２丁目42―７
破産者　大村　愛子（旧氏名宮本光代・宮本愛子）
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８４号
千葉県千葉市稲毛区小中台町501　稲毛スカイタウン２棟110号
破産者　加納　洋子
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８５号
東京都足立区皿沼１丁目９―９　第３豊コーポ201
破産者　藤原　正則
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２５号
神奈川県横浜市旭区若葉台２丁目25―1102
破産者　河野　一哉
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５１号
東京都練馬区平和台１丁目24―９―205
破産者　中野　珠奈
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９９号
埼玉県所沢市上新井１丁目38―１―Ｂ―201
破産者　鎌田高志郎
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８０号
東京都江東区木場３―14―１―803、住民票上の住所埼玉県比企郡滑川町月の輪２丁目７―14
破産者　前森　好夫
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８２号
千葉県千葉市美浜区真砂２丁目15―２棟701
破産者　谷川　孝久
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３１号
埼玉県草加市西町295―１
破産者　田中のぞみ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８６２号
神奈川県平塚市北金目27―１―106
破産者　山本　淳子（旧姓上野）
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８６３号
埼玉県さいたま市桜区栄和４丁目５―17
破産者　地主富佐子
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７１号
東京都荒川区東日暮里１丁目19―８
破産者　杉田　浩一
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９０１号
東京都足立区大谷田１丁目１―７―531
破産者　高野　晶司
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３８号
東京都中央区日本橋箱崎町11―１―４Ａ
破産者　川上　志郎
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９７２号
東京都板橋区小豆沢１丁目15―７―104
破産者　永岡　良二
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部